

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大垣市	牧田・一之瀬地区 （平井、門前、一色、上野、 二又、山村、萩原、和田、 乙坂、川西、殿垣外、川東）	平成31年3月28日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	210.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	130.0 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	18.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31.0 ha
（備考） 生産調整の対象水田を基にアンケート調査を実施した。	

2 対象地区の課題

牧田・一之瀬地域の農業は、主食用水稻等の土地利用型農業の経営体を中心となっている。 農地の現状としては、後継者不足及び、農業従事者の高齢化が主な問題として抱えている。中山間地であるため土地条件が悪いのもかわらず、比較的認定農業者が多く存在し、一層の集積、集約が見込める地域である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕地面積に対し、認定農業者が多く、中心経営体を基本として、中間管理機構を活用し集積を進める。

中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、小麦 キャベツ	43.1 ha	水稻、小麦 キャベツ	43.1 ha	牧田、一之瀬
認農	B	水稻、カミツレ	25.4 ha	水稻、カミツレ	25.4 ha	牧田、一之瀬
認農	C	水稻	6.1 ha	水稻	5.2 ha	牧田
認農	D	水稻	11.1 ha	水稻	11.1 ha	牧田、一之瀬
認農	E	水稻	2.5 ha	水稻	1.9 ha	一之瀬
認農法	F	そば	2.9 ha	そば	2.9 ha	牧田
認農法	G	水稻、小麦	22.4 ha	水稻、小麦	27.4 ha	牧田、一之瀬
認農	H	水稻	4.7 ha	水稻	34.7 ha	牧田
認農	I	さといも	0.6 ha	さといも	0.6 ha	牧田
法	J	カミツレ	1.6 ha	カミツレ	1.1 ha	牧田
	K	水稻	4.3 ha	水稻	0.3 ha	牧田
	L	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	一之瀬
	M	水稻	3.0 ha	水稻	4 ha	一之瀬
	N	水稻	1.8 ha	水稻	2.8 ha	一之瀬
計	14人		130.6 ha		161.6 ha	

「属性」の表記：「認農」は個人の認定農業者、「認農法」は法人の認定農業者、「認就」は認定新規就農者、
「法」は法人の農業者、「」は個人の農業者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、22,371㎡となっている。
売却の意向が確認された農地は、8筆、4,963㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

○多面的機能支払交付金の取組方針

牧田・一之瀬地区において、農業・農村の有する多面的機能が今後適切に維持・発揮されるとともに担い手農家への集積という構造改革を後押しするよう、水路・農道等の管理に地域で取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

各地域で侵入防止柵を設置するとともに、大垣市有害鳥獣捕獲隊や地域で組織された捕獲体制により鳥獣被害防止に取り組む。

○災害対策への取組方針

風水害、異常気象等の被害対策として、収入保険への加入を勧める。

○水や畦畔の草の管理方針

水や畦畔の草管理については、耕作者及び農地所有者が中心となり、適正管理に努めていく。